

## 第14回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月10日(月) 午後2時00分から3時55分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 0名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席11番 中川 講一 委員  
議席12番 伴 慎也 委員

## 8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第68号 事業計画変更承認申請審議について

○議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

○会長報告事項

○副会長報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

## 9. 事務局出席者 4名

事務局長 西出 幸司

局長補佐 松井 章

局長補佐(農地係長) 宿谷 辰夫

農政係長 石山 善栄

## 10. 会議の概要

- 事務局長 只今より、第14回甲賀市農業委員会総会を開会いたします。  
携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードをお願いします。  
まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。
- 全 員 **【市民憲章唱和】**
- 事務局長 それでは、開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 **【台風21号の被害について】**  
**【人・農地プランの策定・見直しについて】**
- 事務局長 北田会長、ありがとうございます。  
それでは、これより議事となりますので、総会会議規則 第7条第1項の規定により、  
会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則 第6条の規定による本日の欠席委員は0名で、  
遅参、早退の届出はありません。  
よって、本総会の出席委員は19名で、法定定足数である過半数に達しておりますので  
開会を宣言します。
- 続きまして、総会会議規則 第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名  
させていただきます。  
議席順に、議席11番 中川講一委員と、議席12番 伴慎也委員を指名いたします。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 最初に、議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を  
議題といたします。  
まず、3条調書 整理番号12番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は市街化区域内にある農地です。  
申請地は3名共有名義ですが、耕作されていたのは申請地の隣接地に住む譲受人です。  
共有名義人である譲渡人は三重県に住まれており、耕作に従事する時間がなく、  
管理が行えないことから、売買による所有権移転申請により土地の持分を合算されます。  
現在は休耕ですが、以前は近隣の方の協力を得ながら野菜を栽培しておられました。  
今後、小松菜、レタスなどの季節野菜を栽培される予定です。  
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号12番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 現在は休耕ですが、譲受人の自宅周辺の農地であり、野菜等を栽培されます。  
管理する人が明確になるため、適当であると判断しました。

議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号24番 松原推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 相続により共有名義となっていましたが、売買により持分を整理されます。

議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号12番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号12番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号13番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 譲受人は、甲南町下馬杉で水稻及び野菜を栽培されています。  
今回規模拡大のために譲渡人に相談され、所有権の移転について双方合意されたため、  
売買による所有権移転申請を行われました。  
譲受人は申請地を取得後、水稻を栽培される予定です。  
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。  
整理番号13番につきましては、議席11番 中川委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲受人は3年前から申請地の耕作の支援をされてきました。  
昨年5月に譲渡人のご主人が亡くなり、譲渡人も入院されているため売買されました。  
譲受人は譲渡人の隣にお住まいで、申請地も近隣であるため許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号38番 石橋推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に補足説明はありません。

議 長 ありがとうございます。

只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号13番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号13番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
最初に、4条調書 整理番号15番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。  
申請者は申請地に隣接する宅地にお住まいですが、駐車スペースが足りないため、また、周辺には他に適当な場所がないため、車庫として利用されるものです。  
雨水排水は敷地東側の側溝に排水され、北側で道路側溝と接続しております。  
また、周辺に農地がないことから、今回の転用による被害はないものと考えられます。

議 長 ありがとうございます。  
整理番号15番につきましては、議席16番 林田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 8月12日に宿谷推進委員と共に現地を確認し、許可相当であると判断しました。

議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号1番 宿谷推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 補足説明はございません。

議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号15番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号15番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号16番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。  
申請者は、所有する運送会社敷地の一部が県道用地として県に買収されたことから、事務所の立替や駐車場の変更を行うことになりました。  
その際、敷地の一部が農地であることが判明し、農地転用の申請を行われるものです。  
転用後は、大型車両4台分の駐車スペースとして利用され、雨水排水は自然浸透による処理が可能で、大雨などの際には敷地南側の公共枡へと排水されます。  
また、周辺に農地がないことから、今回の転用による被害はないものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号16番につきましては、議席3番 川村委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 周囲への影響はなく、許可相当であると判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号30番 山口推進委員、補足説明がございましたらお願いします。
- 担当推委 現況は不耕作地であり、問題はないと思います。
- 議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号16番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号16番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
最初に、5条調書 整理番号28番ならびに29番につきましては、関連がございますので一括審議といたします。なお、採決につきましては個々に行います。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号28番及び29番につきましては、申請地が隣接しており、譲受人も同じで、太陽光発電施設を一体的に設置されるため、一括してご説明します。  
申請地は、農地の規模が概ね10ha未満の区域内にある第2種農地です。  
譲受人は再生エネルギー事業を検討されており、獣害で耕作を行う見込みがないため、28番については賃貸借により、29番については使用貸借により取得され、太陽光発電施設を設置されます。  
申請地は日当たりが良く、周囲に住宅がないことから適地と判断されました。  
計画によると、太陽光パネル2,720枚、599.4kWを打ち込み鋼管により設置されます。  
敷地を囲むようにフェンスを設置され、雨水排水は敷地内に調整池を設けて前面県道の対面の道路側溝へと排出されます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号28番ならびに29番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 申請地は近年耕作されておらず、現況は荒廃農地となっています。  
獣害がひどく水利も不便なため、今後も耕作をすることは難しい農地です。  
太陽光発電の計画は大規模ですが、調整池を設置し排水の処理もされているため、適当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号23番 瀬古推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 周辺農地への影響はありませんので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしというお声をいただきましたので、まず整理番号28番について採決します。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号28番については原案のとおり可決し、許可相当とします。  
なお、面積が3,000㎡を超えるため県農業会議の審議が必要となりますので、県農業会議へ諮問いたします。

議長 次に、整理番号29番については、先程の一括説明で異議なしというお声をいただいておりますので、引き続き採決を行います。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号29番については原案のとおり可決し、許可相当とします。  
なお、面積が3,000㎡を超えるため県農業会議の審議が必要となりますので、  
県農業会議へ諮問いたします。

議 長 続きまして、整理番号30番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある  
農地転用が可能な第3種農地です。  
譲受人の子が来年4月より同居され、家が手狭になることから新たに農家住宅の離れを  
建設されます。  
転用の概要については、現状の地盤高に2階建て木造住宅を建築されます。  
汚水排水は市道の下水道管に接続され、雨水排水は敷地に勾配をつけ道路側溝へと放流  
されることから、今回の転用による周辺農地への被害はありません。

議 長 ありがとうございます。  
整理番号30番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 申請地は母屋に隣接した農地で、息子さんが来年の4月から同居されます。  
水路等に囲まれており排水の問題もないので、適当であると判断しました。

議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号24番 松原推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 譲受人の息子が帰ってきて住まれるため申請がありました。

議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号30番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号30番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号31番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

- 事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内にある、第2種農地です。  
譲受人は再生エネルギー事業を検討されており、また譲渡人は土地の有効利用を考えておられたことから双方が合意に至り、賃貸借契約により太陽光発電施設を設置されます。  
申請地は、日当たりが良く、周囲に住宅がないことから適地と判断されました。  
計画によると、太陽光パネル162枚、38.5kWを打込み鋼管により設置されます。  
敷地を囲むようにフェンスを設置され、切土・盛土は行わず整地のみ実施されます。  
また、雨水排水は自然浸透により処理され、設置後は定期的に除草作業が行われます。
- 議長 ありがとうございます。  
整理番号31番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 譲渡人は土地の有効利用を考えて申請されました。  
現在はアメリカに行っておられ、草刈もできない状況です。
- 議長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号27番 大原推進委員、補足説明がございましたらお願いします。
- 担当推委 地目は田ですが20年以上水稻はされていませので、影響はないと考えます。
- 議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号31番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号31番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、整理番号32番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。  
譲受人は建築用資材の販売、建築工事等を主たる事業とされています。  
本社敷地内の駐車場が手狭になってきたため、近隣で土地を探しておられたところ、比較的本社に近く適地であると判断されました。  
今後の事業拡大も考慮した上で、業務用トラックや社員用駐車場として利用されます。  
計画によると、現状のまま駐車場として利用されます。  
雨水排水は敷地内の自然浸透排水により処理され、また、西側の道路側溝への排水も可能なことから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。

- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号32番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 8月14日に現地確認を行いました。  
周囲には農地もなく、悪影響を及ぼさないと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号32番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号32番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号33番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内にある、第2種農地です。  
譲受人は再生エネルギー事業を検討されており、また、譲渡人は高齢であり耕作をすることが困難だとして土地の有効利用を考えておられたことから双方が合意に至り、  
売買により太陽光発電施設を設置されます。  
申請地は、日当たりが良く、周囲に住宅がないことから適地と判断されました。  
計画によると、太陽光パネル432枚、49.5kWを打込み鋼管により設置されます。  
それに伴い、現状の田の高さから30cm程度碎石にて盛土を行われ、法面は勾配の  
安定を維持し、南側の水路に影響が出ないように工事をされます。  
周囲には高さ1.8mのフェンスを設置され、完了後の雨水排水は自然浸透により処理  
するとともに、南側水路へと放流されます。
- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号33番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 申請地の近隣には既に太陽光発電があり、日当たりも良く適地であると思います。
- 議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号40番 木下推進委員、補足説明がございましたらお願いします。
- 担当推委 現地を確認しましたが、問題ないと考えます。

- 議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号33番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号33番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、議案第68号「事業計画変更承認申請審議について」を議題といたします。  
整理番号1番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 事業計画変更のうち、最初に事業者の継承について説明します。  
当初計画者は奈良県内の事業者で、24年前より奈良県で水稻を耕作されていますが、平成27年度より甲賀市で田を取得され、現在各所で水稻を耕作されています。  
市内及び県内での耕作面積が多くなったことから、会社の経営方針として、滋賀県での農業は奈良県とは区別して取組んだ方が良くと判断され、平成29年4月7日に甲賀町大原中にて新会社を設立されました。  
今般、申請地の名義を新会社に移すため、変更を行われるものです。
- 次に、事業計画についての変更理由を説明します。  
当初は、農機具や車両等を保管する農業用倉庫の建設を計画されていましたが、新会社の事業及び資金計画を検討された結果、農地購入および機械購入に想定以上の費用がかかることが判明したため、農業用倉庫から農機具、車両置場へと変更されます。  
なお、転用許可後に整地を終えられているため、工事は実施されません。  
また、雨水排水は敷地内勾配により西側の水路に放流されます。
- 議長 ありがとうございます。  
整理番号1番につきましては、議席4番、西田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 8月12日に申請者と共に現地確認を行いました。  
これまでもきちんと管理されていたので、問題ないと考えます。
- 議長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号27番 大原推進委員、補足説明がございましたらお願いします。
- 担当推委 大原中地区では後継者が無い状況ですので、大いに期待しています。  
別途宅地を購入し、そちらに倉庫を建てる計画をされているようです。

- 議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号1番については原案のとおり可決し、承認することに決定します。
- 議長 続きまして、議案第69号「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は9件です。  
借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりです。  
賃貸借権の合計の貸し手は実人数9名、借り手は実人数3名、面積は34,177㎡です。  
また、借り手の経営状況につきましては、15ページの一覧のとおりです。  
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございます。  
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第69号について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第69号については原案のとおり可決し、本日付けをもって市へ決定する旨の通知をします。
- 議長 続きまして、報告案件に入ります。  
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 今月の第4条の届出は、共同住宅1件、駐車場1件の計2件で、申請者の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては調書のとおりです。

第5条の届出は分譲宅地2件、一般住宅1件、資材置場2件、駐車場1件の計6件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては調書のとおりです。

議 長 ありがとうございます。  
報告案件は以上であります、特にご質問等がございましたらお伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せつかくの機会ですので、何かご意見がございましたらお伺いいたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦、休憩を取りたいと思います。  
ご退席いただく推進委員さんにおかれましては、本日はどうもありがとうございます。

#### 【休憩】

議 長 それでは会議を再開し、これより報告事項に入ります。  
最初に、**報告事項1の「会長報告事項」**について、私よりご報告いたします。

会 長 **【滋賀県都市農業委員会連絡協議会第2回会長会について】**  
**【第1回意見書検討委員会の結果について】**

議 長 続きまして、**報告事項2の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。

副会長 **【委員農地パトロールの結果について】**

議 長 続きまして、**報告事項3の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。

事務局 **【前回総会から次回総会までの経過と予定について】**  
**【利用権設定満了報告について】**  
**【地域ブロック会議の開催について】**  
**【農業委員・推進委員 研修会について】**  
**【第15回総会について】**

議 長 ありがとうございます。報告事項は以上です。  
それではここで、皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上をもちまして本総会の議事は全て終了しました。  
ご審議いただき、ありがとうございました。

事務局長 それでは、第14回甲賀市農業委員会総会の閉会にあたりまして、  
田畑副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。

副会長 【閉会挨拶】